平成２８年（フ）第２７８号
神奈川県厚木市下荻野1398番地１
債務者　小島　大輔
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１３号
神奈川県秦野市曲松２丁目９番25号　渋沢ハイツＮｏ．３　101号
債務者　アビラ　カルロスこと　ＡＶＩＬＡ　ＣＩＳＮＥＲＯＳ　ＣＡＲＬＯＳ　ＥＤＵＡＲＤＯ
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６号
栃木県大田原市滝沢45番地13
債務者　峯岸　友浩
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第５４号
神奈川県三浦市南下浦町金田1008番地
債務者　福崎　貴子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２８５号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1061番地　ファーストハイツ１－205号、前住所神奈川県秦野市南矢名530番地　暁荘　202号
債務者　横田恵美子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９９号
青森市大字石江字江渡９番地129　住宅型有料老人ホーム白雪
債務者　田尻　壽子
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
青森市千富町１丁目15番22号　タケダ千富アパートＢ－223号
債務者　田尻　泰之
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
青森県西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬217番地17
債務者　秋元ひとみ
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
青森県西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬217番地17
債務者　秋元　誠一
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
青森県弘前市大字富士見町14番地22　サンハイツ富士見Ｃ－203号
債務者　山田香奈恵
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７７号
青森県平川市苗生松下東田41番地２　市営住宅２棟404号、旧住所青森県平川市光城２丁目４番地　メゾン光城203号
債務者　内山恵理子
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市長井３丁目22番15―608号
債務者　浅井　輝幸
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３１０号
神奈川県秦野市松原町３番42号
債務者　渡辺かおる
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３３号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘３棟1406号
債務者　金田　幸次
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６７号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字豊倉新田８番地12　コーポ浦島２　２－２号
債務者　加藤　貴士
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６号
佐賀市諸富町大字寺井津496番地２、前住所佐賀市川副町大字早津江津438番地１
債務者　横尾喜代子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
佐賀市多布施２丁目１番６号　シャトー小出Ａ－316
債務者　尾郷　敏幸
１　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係